



(滋賀経由)

(平成31年2月5日付け滋運企第1013号進達)

近運自貨第135号

許可書

株式会社 日本サルベージサービス
平成31年2月5日付けをもって申請のあった一般貨物自動車運送事業は、
下記のとおり許可する。

記

1. 条 件

- ・許可の日から1年以内に運輸を開始すること。
- ・運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前に提出すること。
- ・運輸開始までに、社会保険等加入義務者は健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入すること。

令和1年6月17日

近畿運輸局長 八木 一夫



事業者番号 620001600 貨物自動車利用運送を行う